

日本情報通信株式会社（以下「NI+C」といいます）が NI+C サブライセンスプログラム・パッケージ製品（以下「本件プログラム」といいます）をライセンサーに対して使用許諾する条件を以下の通り定めます。ライセンサーが本件プログラムを使用開始した場合、本使用条件および付随する条件に同意したものとみなします。

1. 定義

使用許諾範囲・ライセンサー（本使用条件内では「お客様」と記載する場合があります。）が本件プログラムを実行または稼動することを許諾された特定の範囲をいいます。かかる範囲は、ユーザーの数、MSU (Millions of Service Units)、プロセッサ・バリュー・ユニット（以下「PVU」といいます。）、または NI+C および IBM が特定するその他の使用許諾の範囲により規定されます。なお、ライセンサーの範囲には、あらかじめ登録された場所において使用するライセンサーおよびライセンサーと同一エンタープライズ（「ライセンサー」の過半数を超える議決権を所有するか、「ライセンサー」により過半数を超える議決権を所有されるか、またはそれらの法人もしくは団体が過半数を超える議決権を所有する法人もしくは団体をいいます。）を含むものとします。

IBM・International Business Machines Corporation またはその子会社をいいます。

ライセンサー・IBM または第三者が知的財産権を有し、ライセンサーが知的財産権者よりライセンサーに対してサブライセンスする権利を許諾された会社をいいます。本使用条件内では日本情報通信株式会社（以下「NI+C」といいます。）を意味します。なお、IBM は本使用条件および付随する条件に基づき NI+C がライセンサーに対して有する権利を NI+C とは独立して有するものとします。

ライセンス情報（以下「LI」といいます。）・本件プログラムに固有の情報および追加条件を提供する文章をいいます。本件プログラムの LI は本件プログラムのディレクトリ内で（システム・コマンドなどを使用して確認します。）または本件プログラムに含まれている小冊子として提供される場合もあります。

本件プログラム・原本およびそのすべての複製物（全体複製か部分複製かを問いません。）を含めて、次のものをいいます。1) 機械で読み取りうる形の命令およびデータ、2) その構成要素、ファイルおよびモジュール、3) 視聴覚コンテンツ（イメージ、テキスト、録音、画像など）、ならびに 4) 関連するライセンス資料（キーおよび付属文書など）。

ライセンス証書（以下「PoE」といいます。）・ライセンサーの使用許諾範囲の証明をいいます。また、PoE は、本件プログラムに対する保証サービス、将来における本件プログラムの更新料金（発表される場合）または販売促進用の特別な措置（提供される場合）等を受けるライセンサーの資格を確認し証明するものです。NI+C がライセンサーに PoE を発行しない場合、NI+C は、ライセンサーが本件プログラムを調達した調達元（NI+C または NI+C ビジネス・パートナー）が発行した領収書原票、その他の販売記録を PoE とみなす場合があります。その場合、本件プログラムの名称と取得した使用許諾範囲が明記されていることが前提となります。

保証期間 - 「PoE」に記載の「プログラム・サービス期間」となります。

IPLA プログラム条件 - ライセンサーが本件プログラムを使用するに際して IBM が示す条件。本使用条件と IPLA プログラム条件に齟齬がある場合は、本使用条件が優先して適用されます。IPLA プログラム条件はこちらから入手できます。

<http://www.ibm.com/software/sla>

2. 使用条件の構成

本使用条件は、本書、LI、IPLA プログラム条件および PoE から構成され、本件プログラムの使用に関するライセンサーと NI+C 間の完全、唯一の合意文書であり、ライセンサーの本件プログラムの使用に関する、ライセンサーおよび NI+C 間の事前の口頭または書面による通知等のすべてに代わるものです。LI と本使用条件に齟齬がある場合、LI が優先するものとします。

3. 使用権の許諾

本件プログラムは NI+C、IBM または IBM サプライヤーが所有権を有しています。本件プログラムは、著作権により保護されており、使用許諾されるものであって、売買の対象となるものではありません。

NI+C は、ライセンサーに対し、次の事項を行うための非独占的使用権を許諾します。1) PoE で規定された使用許諾範囲内で本件プログラムを使用すること、2) かかる使用許諾範囲において本件プログラムの複製物を作成し導入すること、および 3) バックアップ・コピーを作成すること。ただし、これらは、以下のすべての条件を満たす場合に限りです。

- a. ライセンサーは、合法的に本件プログラムを取得し、本使用条件に従って使用すること。
- b. ライセンサーは、ライセンサーが取得した使用許諾数によって定められたレベルおよび種類を超過して使用しないこと。
- c. バックアップを作成した場合は、本件プログラムが実行できない場合を除き、かかるバックアップ・コピーを実行しないこと。
- d. ライセンサーは、本件プログラムの複製物に、全部複製か部分複製かを問わず、本件プログラムに表示されているものと同一の著作権表示およびその他の所有権表示を行なうこと。
- e. ライセンサーは、遠隔地からのアクセスを含めて本件プログラムを使用する何人（なんびと）もが、1) ライセンサーのためにのみ使用し、かつ 2) 本使用条件に定める義務を遵守するよう、適切な処置を講じること。また、ライセンサーは、営利目的で本件プログラムを第三者へのサービス提供目的のため使用しないこと。
- f. ライセンサーは、1) 本使用条件に明記されている場合を除き、本件プログラムを使用、複製、修正もしくは配布しないこと、2) 強行規定のある場合を除き、本件プログラムを逆コンパイル、逆アセンブル、その他の態様で翻案、もしくはリバース・エンジニアリングしないこと、3) 本件プログラムの構成要素、ファイル、モジュール、視聴覚コンテンツもしくは関連するライセンス資料を本件プログラムとは分離して使用しないこと、または 4) 本件プログラムを再使用許諾、賃貸もしくは貸与（リースを含みます。）しないこと。
- g. ライセンサーは、「従プログラム」（本項後段で定義されます。）として本件プログラムを取得する場合、「主プログラム」（本項後段で定義されます。）をサポートし、主プログラムの使用権規定のいかなる制限にも従うことを条件に、本件プログラムを使用することができます。

また、ライセンシーは、主プログラムとして本件プログラムを取得する場合、本件プログラムをサポートし、本使用条件中のいかなる制限にも従うことを条件に、すべての従プログラムを使用するものとします。本項「g」において、「従プログラム」とは、別の IBM プログラム（「主プログラム」といいます。）の一部であり、当該プログラムの LI に従プログラムとして規定される本件プログラムをいいます。（制約事項のない従プログラムの使用権を別途取得するには、ライセンシーは、従プログラムの調達元に連絡してください。）

本使用条件は、ライセンシーが作成する本件プログラムの各複製物にも適用されます。

3.1 トレードアップ、更新、フィックス、およびパッチ

3.1.1 トレードアップ

本件プログラムがトレードアップ・プログラムにより置き換えられる場合、置き換えられた本件プログラムの使用権は、直ちに終了します。

3.1.2 更新、フィックス、およびパッチ

ライセンシーが、本件プログラムに対する更新、フィックス、およびパッチを受領する場合、ライセンシーは、本件プログラムの LI で規定され、当該更新、フィックス、およびパッチに適用されるすべての追加条項または異なる使用条件に同意するものとします。追加条項または異なる使用条件が提供されない場合、更新、フィックス、およびパッチは本使用条件にのみ従うものとします。本件プログラムが更新により置き換えられる場合、ライセンシーは、置き換えられた本件プログラムの使用を直ちに中止するものとします。

3.1.3 アップグレード後の取扱い

ライセンシーが本件プログラムをプログラム・アップグレードとして取得した場合、かかるアップグレードをインストールした後、ライセンシーは、アップグレード前の本件プログラムを使用できず、また、第三者に譲渡することはできません。

3.2 期限付使用権

NI+C が期限付で本件プログラムを使用許諾する場合、ライセンシーの使用権は、ライセンシーおよび NI+C がその期限の更新に同意しない限り、定められた期限の満了と共に終了します。

3.3 プログラムの再配置

ライセンシーは、本件プログラムを使用する場所（以下「指定場所」といいます）についてあらかじめ NI+C に通知するものとします。また、ライセンシーは、本件プログラムの使用開始後、指定場所を変更する場合、30 日以上前までに NI+C に通知するものとします。

3.4 期間および終了

本使用条件は、解約されるまで有効に存続します。

3.4.1 解約

ライセンシーが本使用条件の条項に違反した場合、NI+C はライセンシーに対する使用権を終了することができます。

NI+C が IBM からのサブライセンス権を喪失した場合、ライセンシーに対する書面による通知により「本契約」を解約することができます。ただし、IBM からの指示がある場合、PoE の同等物を IBM から直接ライセンシーに移転することができるものとします。

3.4.2 返金保証

NI+C は、ライセンシーに対して、本件プログラムおよびプログラム・サービスの料金に関する返金保証を提供しないものとします。

3.4.3 契約終了時の措置および存続条項

いずれかの当事者が、理由の如何を問わず使用権を終了する場合、ライセンシーは、直ちに使用を中止し、ライセンシーの所有する本件プログラムおよびそのすべての複製物を破棄するものとします。本使用条件の終了後も性質上存続すべき条項は、その履行が終了するまで有効に存続し、両当事者ならびにその継承人および譲受人に適用されます。

4. 料金

料金は、PoE に記載される使用許諾範囲に基づくものとします。NI+C は、既に支払期日の到来している料金または支払済みの料金は返還しないものとします。ただし、本使用条件で別途規定がある場合は除きます。ライセンシーは、使用許諾範囲を拡大する場合、事前に NI+C または NI+C 認定の再販者に通知し、所定の料金を支払うものとします。

5. 税金

本件プログラムに対し税金その他の公租公課（ただし NI+C に対する法人税を除きます。）が課せられるときは、ライセンシーは、免税書類を提出する場合を除き、請求書記載の金額を支払うものとします。本件プログラムに対して課せられる動産税については、取得日以降は、ライセンシーの負担とします。最初ライセンシーが使用権を付与された国以外で、本件プログラムの輸出入、移転、アクセスまたは使用に対して関税その他の公租公課が課せられるときは、ライセンシーは責任をもって請求額を支払うものとします。

6. 本件プログラムの移転の禁止

ライセンシーは、第三者への本件プログラムの更なる配布、ライセンス許諾または販売を行う権利を有しません。NI+C および IBM の同意を得ずに試みられたかかるいかなる行為も無効とします。また、ライセンシーは、本件プログラムおよびライセンシーが本件プログラムを使用する権利ならびにこれに関する義務のすべてを第三者に移転することはできません。

7. 保証および適用除外

7.1 保証の内容と制限

NI+C は、本件プログラムを所定の稼働環境で使用する限り、その仕様に合致することを保証します。本件プログラムの仕様および所定の稼働環境については、本件プログラムと共に提供される文書（「README」ファイルなど）または発表レター等 NI+C または IBM が公開する情報に記載があります。ライセンシーは、国または地域により強行規定がある場合を除き、かかる文書およびその他のプログラム・コンテンツが英語で提供される場合があることを了承するものとします。

かかる保証は、本件プログラムの変更の加えられていない部分についてのみ適用されるものとします。NI+C は、本件プログラムの実行が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、または、すべての本件プログラムのすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。本件プログラムの使用結果については、ライセンシーの責任とします。保証期間中、NI+C は、ライセンシーに対して、既知の本件プログラムの誤り、誤りの修正、制限事項および回避措置に関する情報を追加料金無しで提供します。

7.2 保証の適用除外

本保証はライセンシーに提供される保証のすべてを規定したもので、法律上の契約不適合責任（瑕疵担保責任）、商品性の保証、十分な品質の保証、特定目的適合性の保証、権原の保証、および第三者の権利の不侵害の保証

も含むすべての明示もしくは黙示の保証責任または保証条件に代わるものとします。国または地域によっては、強行規定により保証責任の制限が禁じられる場合があります、この場合上記の保証責任の制限はライセンスに適用されません。ただし、この場合の保証も保証期間内に限定され、当該保証期間終了後は、いかなる保証も適用されません。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証の適用期間の制限が禁じられている場合があります、この場合上記の保証の適用期間の制限はライセンスに適用されません。

本保証は、ライセンスに一定の法的権利を付与しますが、国または地域によって異なる場合があります。

本項(7.保証および適用除外)に定める保証は NI+C が単独で提供するものです。ただし、本号(7.2 適用除外)に定める免責は、第三者コードを提供する NI+C および IBM サプライヤーにも適用されます。NI+C および IBM サプライヤーは、当該コードをいかなる保証責任も条件も負うことなく提供するものです。本段落は、本使用条件に基づく NI+C の保証義務を無効にするものではありません。

8. ライセンスのデータおよびデータベース

本件プログラムに関する問題の原因を特定し、ライセンスを支援するために、NI+C はライセンスに対し次のいずれかを要請する場合があります。1) ライセンスのシステムへの遠隔アクセスを NI+C または IBM に許可すること。2) ライセンスの情報またはシステム・データを NI+C または IBM に送信すること。ただし、かかる支援は、本使用条件における NI+C の保証義務の範囲内で提供されるものであり、その範囲を超える技術サポートの提供については、別途書面による契約が必要です。いかなる場合であっても、NI+C または IBM は、エラーおよび問題に関する情報を自社の製品の改良とサービス向上のために使用し、関連するサポート・オフリングの提供に役立てるために使用します。この目的のために、NI+C または IBM はライセンスが存在する国およびそれ以外の国に存在する NI+C または IBM 事業体および従契約者を使用することができるものとし、ライセンスはこれを許可するものとします。

次の事項に関しては、すべて、ライセンスの責任とします。1) ライセンスが IBM にアクセスを提供するデータベースのデータおよびコンテンツ。2) データ(個人識別可能データを含みます。)へのアクセス、セキュリティ、暗号化、使用および送信に関する手続きおよび管理の選択および実施。3) データベースおよび保管データのバックアップおよびリカバリー。ライセンスは、個人情報へのアクセスをデータまたはその他の形式を問わず、一切 NI+C または IBM に送付または提供しないものとします。誤って NI+C または IBM に提供された個人情報に関わる、または個人情報の NI+C または IBM による喪失または開示に関連して、NI+C または IBM が被る相当額の費用およびその他の金額については、第三者からの申し立て分も含め、ライセンスの負担とさせていただきます。

9. 責任の制限

本項(9.責任の制限)で定める制限および適用除外は、強行規定により禁止されない範囲で適用されます。

9.1 NI+C の責任

ライセンスが NI+C の責に帰すべき事由(契約不履行、過失、不実表示または不法行為などを含みます。)に基づく損害に対して救済を求める場合、各本件プログラムに起因または関連する、または本使用条件の下で提起される NI+C の賠償責任総額は、請求の原因を問わず、次の各号に定めるものの総額を上限とします。1) NI+C の故意もしくは過失によってライセンスに生じた身体、生命および有体物に対する賠償責任。2) 現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の原因となった本件プログラムの使用料またはプログラム・サービス料金相当額(本件プログラムが期限付き料金の対象の場合、期限付き料金の 12 ヶ月分。プログラ

ム・サービスに起因する場合はプログラム・サービスの 12 ヶ月分とします。)を限度とする金銭賠償責任。

この制限は、本件プログラムの開発者、IBM サプライヤー、および IBM に対しても適用されます。本件プログラムの開発者、IBM サプライヤー、ならびに IBM に対して重複して損害賠償を請求することはできません。

9.2 NI+C の免責

いかなる場合においても、NI+C、IBM および本件プログラムの開発者ならびに IBM サプライヤーは、その予見の有無を問わず発生した以下の損害については賠償責任を負いません。

- a. データの喪失、または損傷。
- b. 特別損害、付随的損害、懲罰的損害または間接損害、およびそのほかの拡大損害
- c. 逸失利益(ビジネス、収益、信用または節約すべきし費用を含みません。)

10. 遵守状況の確認

本項(10.遵守状況の確認)において「IPLA プログラム条件」(本使用条件に基づき提供されるプログラムに適用される諸条件)は、以下を意味します。1) 本使用条件、適用される修正条項および NI+C または IBM が提供する取引文書。2) IBM Software Policy (IBM Software Policy ウェブサイト(www.ibm.com/softwarepolicies/))記載のバックアップ、サブキャパシティー料金および移行に関わるポリシーなど。)

本項で定める権利および義務は、本件プログラムがライセンスに対し使用許諾される期間中、およびその終了後 2 年間で有効とします。

10.1 確認プロセス

ライセンスは、本件プログラムについて、適用される NI+C または IBM の使用許諾条件および料金条件等からなるすべての「IPLA プログラム条件」を遵守して使用していることを証明するために十分な、書面による正確な記録、システム・ツールからの出力、およびその他のシステム情報を作成、保持し、NI+C および IBM に提供することに同意するものとします。ライセンスは、以下いずれの事項についても責任を負うものとします。1) ライセンスは、その使用許諾範囲を超えないことを保証すること。2) IPLA プログラム条件を遵守すること。

NI+C および IBM は、相当な通知を行ったうえで、ライセンスが IPLA プログラム条件に従って本件プログラムを使用(その目的は問いません。)するすべての施設および環境で、IPLA プログラム条件に関するライセンスの遵守状況を確認できるものとします。当該確認は、ライセンスの業務の中断を最小限にする方法で、通常の業務時間内に、ライセンスの施設内で行われるものとします。NI+C および IBM は、当該目的のために独立監査人(以下「監査人」といいます。)を使用することができるものとし、監査人との間で書面による機密保持契約を締結します。

10.2 解決

NI+C および IBM は、当該確認においてライセンスが本件プログラムの使用許諾範囲を超えてそれを使用し、または IPLA プログラム条件を遵守していないことが判明した場合、ライセンスにその旨を書面で通知するものとします。ライセンスは、NI+C が請求書に記載する次のすべての項目に対する料金を速やかに直接 NI+C に支払うものとします。1) 使用許諾範囲を超える使用、2) かかる超過使用に対して受けたサポートに対する料金(使用許諾範囲を超えて使用した期間、または 2 年間のうち、短い期間。)、3) 当該確認の結果決定される追加の使用料金およびその他の賠償金額。

11. 第三者コードに関する特記事項

本件プログラムには、第三者ではなく NI+C が本使用条件に基づきライセンスに使用許諾する第三者コードが含まれる場合があります。第三者コードに関する特記事項（以下「第三者特記事項」といいます。）が含まれる場合、かかる特記事項はライセンスのためだけの情報として提供されます。当該特記事項は、本件プログラムの NOTICES ファイルに記載されています。特定の第三者コードのソース・コードの入手方法に関する情報は、「第三者特記事項」に記載があります。「第三者特記事項」の中で NI+C が第三者コードを「修復可能第三者コード」と特定する場合、NI+C は、ライセンスに対して、1) 「修正可能第三者コード」を修正すること、および 2) 当該第三者コードに対するライセンスによる修正をデバッグすることを目的とする場合に限り「修正可能第三者コード」と直接インターフェースをとる本件プログラムのモジュールにリバース・エンジニアリングを行なうことを許可します。NI+C にサービスおよびサポートの義務がある場合は、修正されていない本件プログラムに対してのみ適用されません。

12. 反社会的勢力の排除

a. お客様および NI+C は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員等（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力（犯罪対策関係会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義）、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。）であること
- (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
- (4) 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること

b. お客様および NI+C は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- (1) 前項に違反したとき
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①相手方に対する暴力的な要求行為
 - ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③相手方に対する脅迫的言辭または暴力的行為
 - ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

c. お客様および NI+C は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

13. その他

a. 本使用条件は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

b. NI+C が物理的な媒体によりライセンスに提供する本件プログラ

ムは、NI+C 指定の運送会社に渡るまで、NI+C がその出荷および配送の責任を負います。ただし、ライセンスと NI+C が別途書面にて合意する場合を除きます。

- c. 本使用条件のいずれかの条項が無効または履行強制ができないとされた場合でも、その他の条項は有効に存続するものとします。
- d. ライセンスは、特定の使用目的または特定のユーザーへの輸出に関するすべての輸出入関連適用法令（関連する米国の禁輸措置および制裁措置を含みます。）を遵守することに同意するものとします。
- e. ライセンスは、NI+C（およびそれらの承継人、譲受人、従契約者、IBM、ならびに NI+C ビジネス・パートナー）が、NI+C が取り扱う製品およびサービスに関連して、または NI+C のライセンスとの取引関係をより緊密にする目的で、ライセンスの連絡先個人情報（氏名、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。）を営業活動を行う任意の場所に保管して使用することを許可するものとします。
- f. いずれの当事者も、相手側の本使用条件に基づく義務の不履行に対する権利を行使する前に、相当期間を定めてその是正を催告するものとします。両当事者は、本使用条件に関連する両当事者間のすべての紛争、意見の相違、または申し立てについて、誠意を持って解決するよう努めるものとします。
- g. 強行規定がある場合を除き、本使用条件に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合には、時効により消滅します。
- h. いずれの当事者も、自己の責めに帰すことのできない事由から生じた損害については、責任を負わないものとします。
- i. 本使用条件により第三者に対していかなる訴権または請求権も生じるものではなく、またライセンスに対する第三者からの賠償請求について NI+C が責任を負うものではありません。ただし、上記 第 9.1 号（NI+C が責任を負う項目）で認められた、NI+C がかかる第三者に対して法的に責任を有する、身体、生命、および有体物に対する賠償責任は除きます。
- j. いずれの当事者も、本使用条件に同意するにあたり、次の事項を含め（これらに限定されるものではありません。）、本使用条件で明示されるもの以外の表明に依拠するものではないことに同意します。1) 本件プログラムの性能または機能。（第 7 項（保証および適用除外）で明示的に保証されているものを除きます。）2) 相手方当事者の経験または推奨。3) ライセンスが達成し得る効果または節減。
- k. NI+C は、特定の法人（以下「NI+C ビジネス・パートナー」といいます。）と特定の本件プログラムの販売促進、販売およびサポートに関して契約を締結していますが、NI+C ビジネス・パートナーは、引き続き NI+C から独立した別個の存在です。NI+C は、NI+C ビジネス・パートナーの活動または声明、または NI+C ビジネス・パートナーのライセンスに対する義務に関し、責任を負いません。
- l. ライセンスが NI+C との間で取り交わしたその他の契約書で規定される使用権および知的財産の補償に関する条項は、本使用条件の下で付与されるプログラム使用権には適用されません。
- m. NI+C は、ライセンスに対し書面もしくは電子的な手段で通知、または次の web サイトに掲載することにより、本使用条件および「NI+C サプライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」等の付属する条件を変更できるものとします。
http://www.niandc.co.jp/guide/nic_swinfo/
かかる変更は、NI+C が指定した日付をもって有効となります。NI+C が指定した変更の効力発生日までに、かかる変更不同意旨を書面で NI+C に通知しない限り、ライセンスはかかる変更を承諾したものとみなされます。本項に規定された場合を除き、契約条件の変更は、ライセンスおよび NI+C が書面合意する場合のみ有効となります。ライセンスからの注文または書面での意思表示による条件の追加または変更は無効とします。

14. 地理的範囲および準拠法

14.1 準拠法

両当事者は、法原理の矛盾に関する場合を除き、本契約から生じる、または本契約に関連する両当事者のすべての権利義務を、規制、解釈、実施するために、ライセンサーが本件プログラムの使用权を取得した国の法律を適用することに同意するものとします。

国際売買契約に関する国連条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）は適用されません。

14.2 裁判管轄権

すべての権利および義務については、東京地方裁判所の判断に従うものとします。

14.3 信義誠実の原則

本使用条件に関する疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

(2020.10.23) A04-09-1B

第 1.3 版 2020 年 10 月 23 日発行

第 1.2 版 2018 年 12 月 25 日発行

第 1.1 版 2016 年 7 月 15 日発行

第 1.0 版 2015 年 10 月 1 日発行

変更履歴

1.2 版→1.3 版	
書面タイトル/13 m	正：NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件 誤：NI+C ASL/PSP プログラムのご使用条件
前文	正：NI+C サブライセンス プログラム・パッケージ製品 誤：ASL/PSP プログラム製品
7.2	正：「契約不適合責任（瑕疵担保責任）」 誤：「瑕疵担保責任」
1.1 版→1.2 版	
9.1	正：「IBM サプライヤー」 誤：「サプライヤー」
9.1	正：「本件プログラムの開発者」 誤：「プログラムの開発者」
9.2	正：「IBM サプライヤー」 誤：「サプライヤー」
9.2	正：「本件プログラムの開発者」 誤：「プログラム開発者」
1.0 版→1.1 版	
3.g	正：「本項「g」において」 誤：「本項「f」において」
12.b.(1)	正：「前項に違反したとき」 誤：「第 1 項に違反したとき」